

鮫川村骨髄移植ドナー支援事業奨励金交付要綱

(主旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「骨髄バンク」という。）が実施する骨髄バンク事業において骨髄・末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の提供者（以下「ドナー」という。）となった者に対し、鮫川村骨髄移植ドナー支援事業奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この奨励金は、ドナーに対し、奨励金を交付することにより、骨髄・末梢血幹細胞移植の推進及びドナー登録の増加を図ることを目的とする。

(交付対象者)

第3条 交付対象者は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 骨髄等を提供した日に村内に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されている者であつて、骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において骨髄・末梢血幹細胞の提供を完了し、これを証明する書類の交付を受けた者。
- (2) 前号に規定する者であつて、他の地方公共団体により、奨励金に相当する補助金その他これに類するものの交付を受けていない者。

2 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象としない。

- (1) 村税を滞納している者
- (2) 暴力団（鮫川村暴力団排除条例（平成23年鮫川村条例第29号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。）

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、ドナーに対し、骨髄等の提供を行うため、通院又は入院した日数に2万円を乗じて得た額とする。ただし、1回の骨髄等の提供につき14万円を限度とする。

2 前項の通院又は入院とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 健康診断に係る通院
- (2) 自己血貯血に係る通院
- (3) 骨髄等の採取に係る入院
- (4) 骨髄バンクが必要と認める通院・入院及び面接

(交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとするドナーは、鮫川村骨髄移植ドナー支援事業奨励金申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、骨髄等の提供が完了した日から、90日以内に村長に提出しなければならない。

- (1) 骨髄バンクが発行した骨髄等の提供が完了したことを証する書類
- (2) 骨髄等の提供に係る通院又は入院した日を証する書類
- (3) 村税を滞納していないことを証明する書類
- (4) その他村長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 村長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかに審査を行い、交付を決定したときは、申請者に対し鮫川村骨髄移植ドナー支援事業奨励金交付決定通知書（第2号様式）により、不交付を決定したときは、鮫川村骨髄移植ドナー支援事業奨励金不交付決定通知書（第

3号様式)により申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第7条 申請者は、前条に規定する交付決定通知書を受けたときは、鯨川村骨髄移植ドナー支援事業奨励金交付請求書(第4号様式)を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の請求書が提出されたときは、速やかに奨励金を交付するものとする。

(奨励金の返還)

第8条 村長は、申請者が虚偽その他不正な行為により奨励金の交付を受けたと認めたときは、当該奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。